



不活性ガス容器弁点検要領改定について

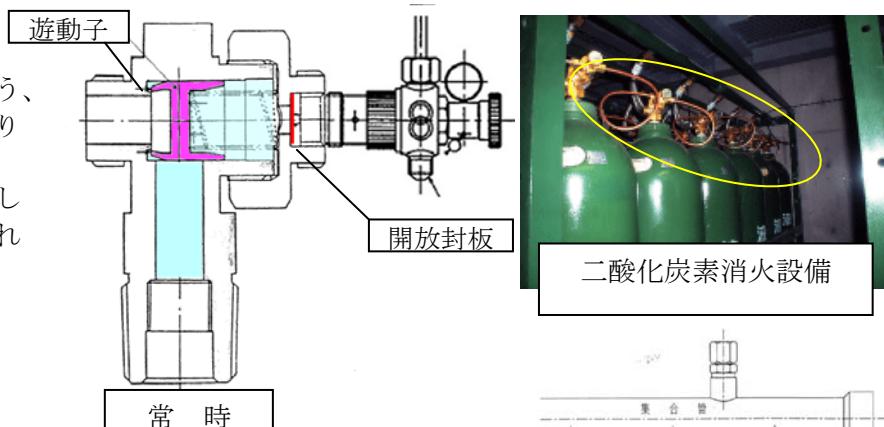
不活性ガス消火設備の薬剤貯蔵ボンベに設置している容器弁について、設置後15年経過したものについては、設置後20年までの5年間に、容器弁の安全性を確認するための点検（「耐圧点検」「安全装置等作動点検」など）を実施しなければならなくなりました。「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正」平成21年3月31日消防予第132号弊社が点検を実施させていただいているお客様におかれましては、営業担当者より別途ご報告させていただきます。

容器弁とは

貯蔵容器に充填された消火剤が漏れないよう、貯蔵させるためのバルブでサイフォン管が取り付けられています。

常時は、容器内圧力が遊動子の前後に作用しますが面積比の関係で遊動子は出口側におされ、バルブは閉っています。

封板を切矢が破ると遊動子の後部のガスが破板した穴から外部に抜けるため遊動子の後部のガス圧がゼロとなり、圧力バランスが崩れて遊動子が後退してバルブが開き、ガスがバルブより放射します。



容器弁の点検要領

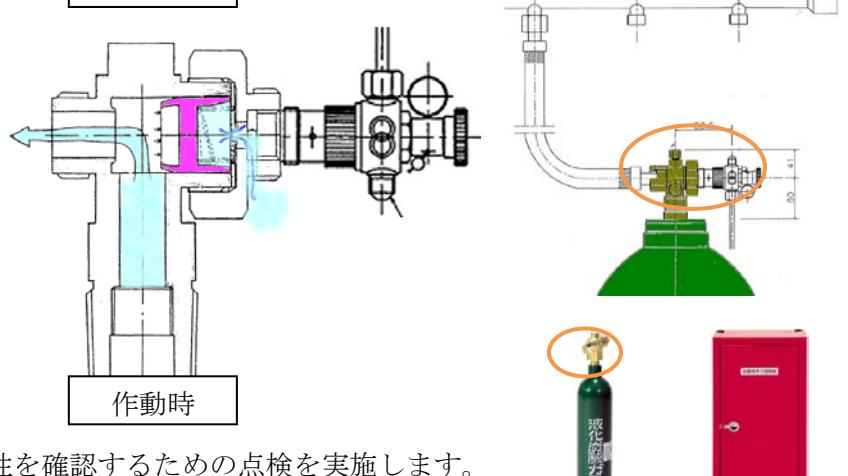
①対象：設置後15年以上経過したもの

前回容器弁の安全性を確認するための点検を実施してから15年経過したもの
20年までに点検を行う

②点検要領：

対象となる容器弁を規定年数内に全数の点検が完了するように、防火対象物別か、その中の容器弁の型式別に、製造年から古いものから抽出する。

抽出した容器弁について、下記内容の安全性を確認するための点検を実施します。



- (1) 外観点検：目視により、腐食・割れ・すじ・変形などの欠陥がないこと
- (2) 構造、形状、寸法点検：目視及び寸法測定器具にて承認図書に記載された形状寸法と同一であること。
- (3) 耐圧点検：既定の耐圧点検の水圧力をかけて、漏れ・変形がないことを確認する。
- (4) 機密点検：容器弁を閉止した状態で、窒素ガスまたは空気で加圧し、漏れ・変形がないことを確認する。
- (5) 安全装置等作動点検：安全装置を水没させ、水ポンプにて安全装置の封板に圧力をかけ、破壊圧力を測定する。安全装置の作動圧力が規定範囲内であることを確認する。
- (6) 表示点検：目視により、承認図書と表示・刻印等が合致しているか確認する。

事故例

平成12年に二酸化炭素消火設備の容器の開放封板が突然開放し、二酸化炭素ガスが放出する事故が発生。事故原因は、二酸化炭素貯蔵容器設置場所が温度変化の激しい場所であったこと、容器弁が約38年間の長期にわたり使用していたこと等とされている。 堺高石消防組合発表（弊社製品ではありません）

省エネ法改正とLED誘導灯の登場について

該当されるお客様についてはすでにご存じのことと存じますが、「省エネ法」が改正され、平成22年4月より施行されます。この時期に パナソニック電工(株)より業界No.1 省エネのLED誘導灯を発売しました。小型(C級)片面で比較して、従来型(15W×1)で約87%、高輝度冷陰極ランプにたいしても約57%も消費電力を抑えることができます。まだ、従来型誘導灯をご設置されている事業所様におかれましては、「省エネ法」改正のこの機会にLED誘導灯への更新をご検討いただければいかがでしょうか?

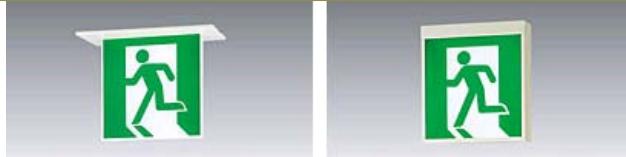
[省エネ法改正概略]

エネルギー管理単位が、工場・事業所単位から企業単位・フランチャイズ単位・自治体単位となります。平成21年4月からエネルギー管理単位全体でエネルギー使用量を把握し、エネルギー使用量が1,500kWh以上の場合、経済産業局へ届出をし、『中長期的に年1%以上のエネルギー消費率並行の改善』を実施しなければなりません。



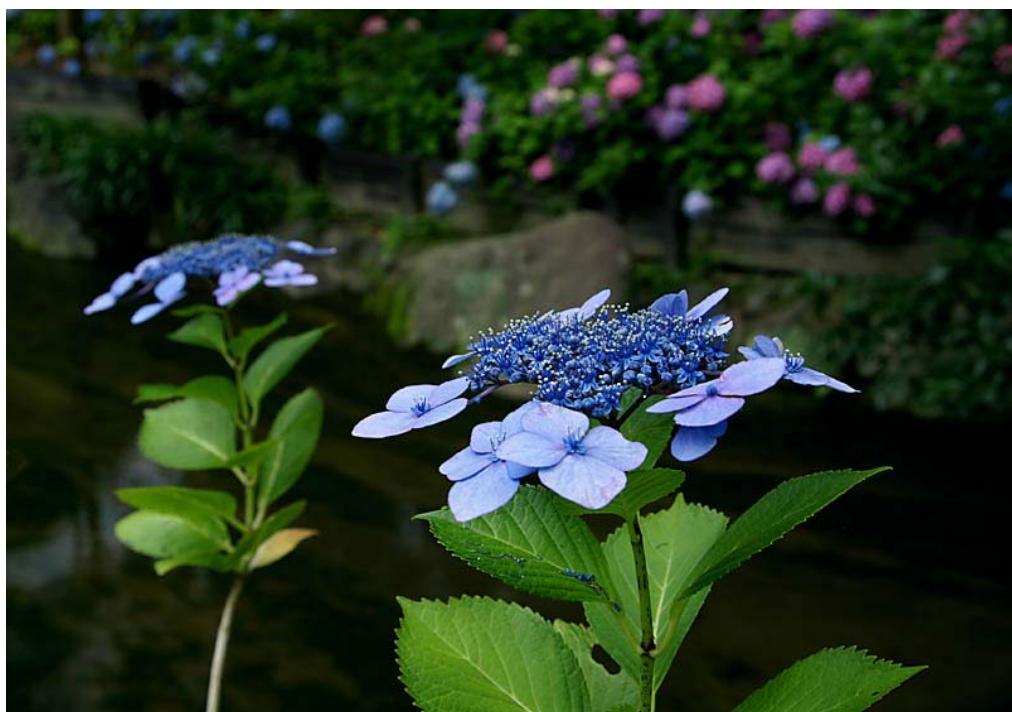
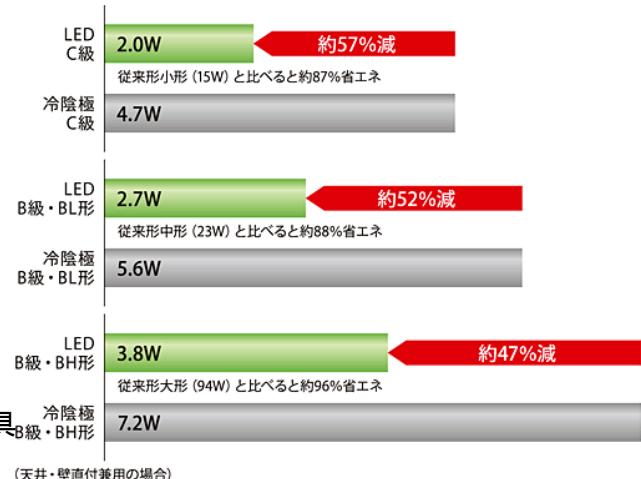
経済産業局へ届出する必要はありません

LED誘導灯 EVERLEDS 6月1日発売



【LED誘導灯】

- (1) 業界最小電力で、従来品比最大で約57%の省エネ
- (2) 光源は60,000時間の長寿命で、省メンテナンス
- (3) 水銀、カドミウム、鉛、六価クロムを排除した環境配慮型器具
- (4) 作業性を考慮した設計により、器具取付や部品交換が容易



「梅雨の季間」